

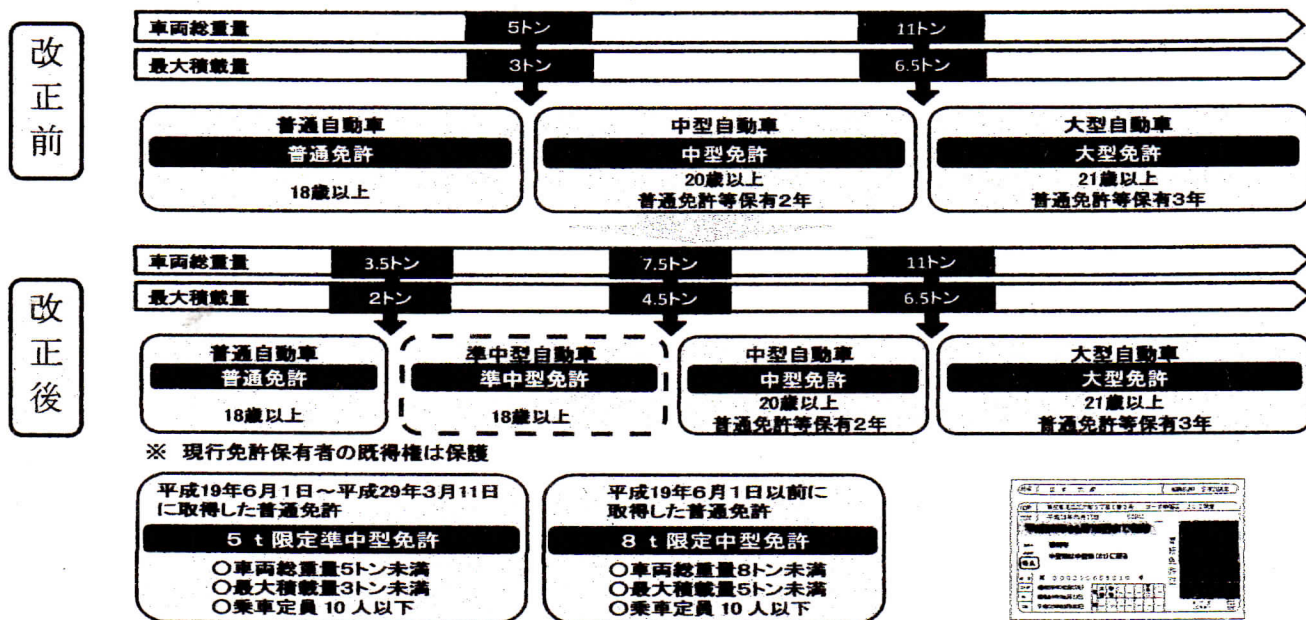
則武通信

作成者
則武交番
交番相談員
笠原 良蔵
Tel 232-7731

準中型自動車免許が新設

平成29年3月12日から改正道路交通法が施行され、車両総重量3.5トン以上から7.5トン未満（最大積載量2トン以上から4.5トン未満）までの自動車が準中型自動車とされ、これに対応する免許の種別として「準中型免許」が新設されました。

これにより、高校を卒業して間もない若者が、中型に近い少し大きめのトラック等を、運転することができるようになりました。



お知らせ！

則武交番では、4月の定期異動により、新しい警察官が赴任しました。

則武交番所長は、後藤警部補以下、交番相談員を含め8名で勤務しています。

よろしくお願ひします。

何か心配事や相談事があれば、交番にお越しください。



自転車もルールを守って安全に！

～自転車安全利用五則～

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る。
○飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
○夜間はライト点灯
(昼間でも点灯を)
○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用